

IV 収支項目分類原則

東京都生計分析調査は、基本的には、家計調査の収支項目分類の考え方を取り入れている。

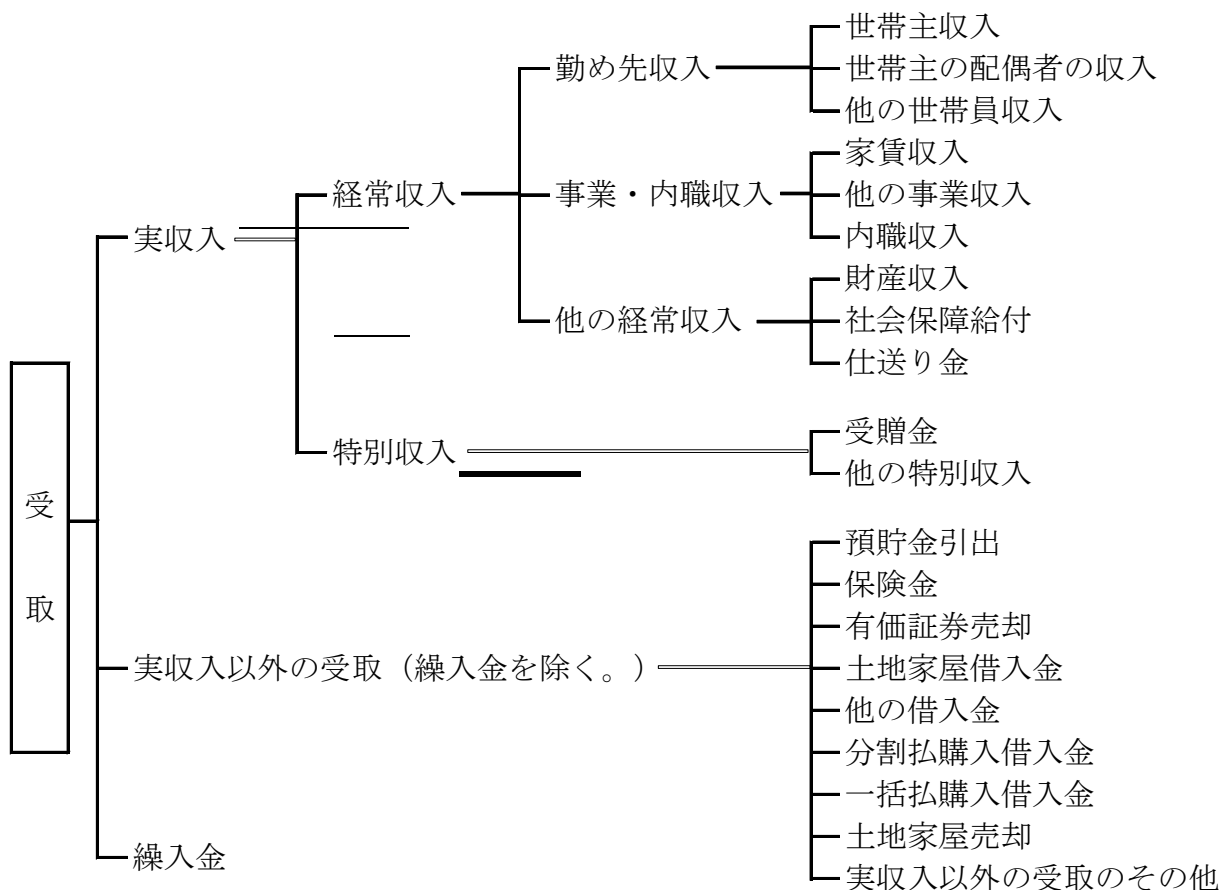
ここでは、大まかな分類と東京都生計分析調査独自の部分について説明する。

1 収入の分類

「受取」は、「実収入」、「実収入以外の受取（繰入金を除く。）」、「繰入金」に大別される。

- (1) 「実収入」は、世帯員全員の現金収入(税込み)を合計したもので、主として、勤労や事業の対価として新たに家計に入る収入である。中間項目として、経常収入と特別収入がある。「経常収入」には、「勤め先収入」、「事業・内職収入」、「他の経常収入」が含まれ、家計の消費行動に大きな影響を与える周期性あるいは再現性のある収入である。また、「特別収入」には、「受贈金」、「他の特別収入」が含まれる。中間項目を設けた理由は、他の特別収入に含まれる退職金、遺産相続などの影響により、実収入額が一時的に大きな増減を示すことがあるからである。
- (2) 「実収入以外の受取（繰入金を除く。）」は、預貯金引出、土地家屋売却、借入金など現金が手元に入るが、一方で資産の減少あるいは負債の増加を伴うもので、分割払いや一括払い購入による負債の増加も含む。
- (3) 「繰入金」は、前月から持ち越した世帯の手持ち現金残高である。なお、調査世帯の交替等のため、支出項目の前月の繰越金とは一致しない。

《収入内訳の関連図》



2 支出の分類

「支払」は、「実支出」（「生計支出」と「その他の実支出」に2分される。）、
「実支出以外の支払（繰越金を除く。）」、「繰越金」に大別される。

(1) 「生計支出」は「消費支出」と「土地家屋購入」からなる。

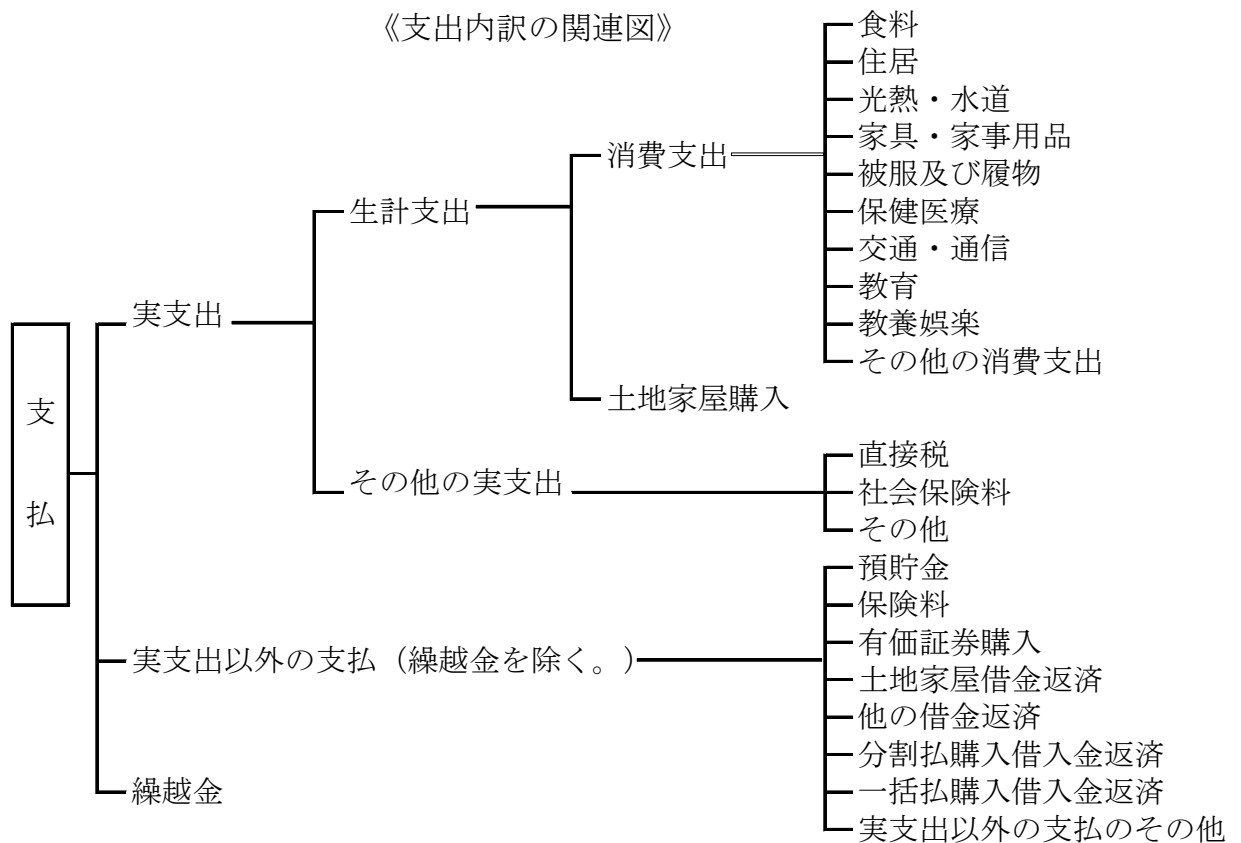
「消費支出」は、いわゆる生活費のことで、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出の10大費目に分類される。

「生計支出」は、用途分類と品目分類の2体系に分類される。

(2) 「その他の実支出」は、直接税、社会保険料などの支出項目からなる。

(3) 「実支出以外の支払（繰越金を除く。）」は、預貯金、有価証券購入、借入金返済など、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加又は負債の減少を伴うものである。

(4) 「繰越金」は、その月の月末における世帯の手持ち現金残高である。



東京都生計分析調査と家計調査との相違点

東京都生計分析調査では、「土地家屋購入」（家計調査では「財産購入」）を生活基盤をなす支出としての性格が強いため、「実支出」の内訳項目としている。そして、「消費支出」と「土地家屋購入」とを合わせ「生計支出」という分類項目を設けた。

このため、東京都生計分析調査では、「実支出」に「土地家屋購入」（家計調査では「財産購入」）が含まれているので、家計調査の「実支出」とは概念が一致しない。

また、東京都生計分析調査の「実支出以外の支払（繰越金を除く。）」は、家計調査の「実支出以外の支払（繰越金を除く。）」から「財産購入」（東京都生計分析調査では「土地家屋購入」）を除いたものとなる。

3 現物収入と現物支出

現物収支は、現金収支と分けて、大きい項目のみ別掲している。

外部からの現物のもらい物や自家菜園の産物などは、先ず「現物収入」として取り扱われ、収入の該当する項目に分類され、同時に「現物支出」として、支出の該当項目に分類される。

また、金額の一部を会社又は他人が負担しているために安い価格で購入した場合も、その負担された分を現物収入として取り扱う。

4 分割払又は一括払での購入

これは負債の増加であるため、実収入以外の受取の分割払購入借入金又は一括払購入借入金に分類し、次いで、財又はサービスの購入として、生計支出のうち該当する項目に分類する。

その代金を支払った場合には、負債の減少として実支出以外の支払の分割払購入借入金返済又は一括払購入借入金返済に分類して収支のバランスをとる。ただし、水道、電気、ガス、新聞など月ぎめ購入するものについては、一括払購入とはしないで、代金を一括して支払ったときに現金で購入したものとする。

5 品目分類と用途分類

生計支出は、品目分類、用途分類の2体系によって分類されている。

(1) 品目分類

品目分類は、世帯が購入したものを、同一商品は同一項目に分類し、更に、項目を用途の類似したものでまとめていく方法である。

(2) 用途分類

「用途分類」は、購入した物の用途に従って分類する方法である。商品を、まず世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う物については、品目分類によって分類する。世帯外の人に対する贈答、接待等のためのものは、贈与金、つきあい費、負担金とともに交際費に分類される。

なお、商品を世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかの区別は、購入時に決め、その後の変更は考慮しない。

(3) 品目分類と用途分類の差異

品目分類と用途分類は、以上の方法によっているので、例えば、贈答用として購入した菓子は、品目分類ではその用途のいかんにかかわらず、「食料」に分類される。したがって、いずれの分類によっても、家計支出の総額は変わらず、品目分類と用途分類の差異は、家計支出の内訳の交際費に関する部分のみとなる。品目分類による当該項目の支出額からそれぞれ該当する用途分類の各中分類の支出額を差し引いた差額は、交際用として支出された分であって、その合計は用途分類の交際費の「食料」から「他の物品サービス」までの5項目にそれぞれ積み上げられている。

その他の収支項目分類については、下記の総務省統計局
家計調査ホームページでご確認ください。

家計調査の収支項目分類について

調査の概要

家計調査 収支項目分類 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/9.htm>

用語の解説 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm>

1 収支項目

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm#p1>

収支項目分類の基本原則

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2012np/pdf/gy3.pdf>